

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 打越地区）計画を令和6年3月7日定めた。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和6年3月26日から同年4月15日まで縦覧に供する。

令和6年3月19日

香川県知事 池 田 豊 人